

[事案 28-231] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

胸椎々間板ヘルニア等で入院したため入院給付金を請求したが、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 11 月に契約した医療保険について、平成 28 年 6 月から、胸椎々間板ヘルニアおよび両側変形性股関節症で 60 日間入院したところ、当初 24 日間分の入院給付金が支払われたが、残りの期間は約款上の「入院」にあたらぬとして不支払となったので、残りの期間についても、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中の治療内容は、疼痛管理のための内服薬の投薬・湿布処置・安静保持であり、入院を必要とする治療は実施されていない。
- (2)入院中に実施された腰椎 MRI 検査の結果、異常が認められていない。
- (3)入院中、歩行器・車椅子・松葉杖等の使用はなく、日常生活動作についても制限されていない。また、しびれや痛みについても特別な対応が必要な状況にもなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

なお、申立人への事情聴取については、申立人が書面による審理を希望したので実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。